

我が国の生徒指導の今後の在り方について

——日米比較からの考察——

宇田 光・岡田 順一

要 旨

今日、我が国においては、いじめ、不登校、校内暴力、授業規律、服装の乱れ、さらには体罰問題など、生徒指導上の多くの課題が指摘されている。本論では、我が国の生徒指導の歴史的変遷を批判的に概観した後、学校の規律向上に顕著な成果を挙げた事例を検討し、段階的指導の有効性を明らかにする。筆者たちは、2012年10月、米国オレゴン州コーバリス市の小・中学校、高等学校を視察する機会を得た。その折り、知り得た個々の学校の様子から、生徒指導の日米比較を試みた。その結果、我が国の教育に対して、段階的指導等のルール確立による生徒指導の推進と教員以外のスタッフの充実の必要性を提言するものである。

はじめに

学校教育における生徒指導とは、文部科学省によれば、「一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のこと」¹⁾であるとされている。すべての児童生徒にとって学校生活が豊かで充実したものとなり、一人一人の人格のよりよい発達を促すことができるよう教育することが求められている。そのためには、落ち着いた教育環境を整える必要があり、必要に応じて、学校ごとに校則などの規範が定められている。

今日、我が国においては、いじめ、不登校、校内暴力、授業規律、服装の乱れ、さらには体罰問題など、生徒指導上の多くの課題が指摘されている。学校現場の教師は、その対応と事態の改善に日々努力しているところである。

米国においては、20世紀後半において、暴力や麻薬が学校の脅威となり、安全な学校を目指して様々な努力がなされた。2002年1月8日、ブッシュ大統領が署名し成立した「落ちこぼれをつくらないための初等中等教育法」(No Child Left Behind Act, 以下「NCLB法」と略記。)²⁾は、教育の結果に対して従来よりも強い説明責任を求めるとともに、地域による管理統制を整備したものである。NCLB法等の様々な改革を経て米国の教育は、暴力や麻薬の支配から解放たれつつあり、授業規律の確立がなされていった。

2012年12月、大阪で市立高等学校の生徒が教師から体罰を受けた翌日に自殺するという悲しい

事件が発生した。日本では、教師による体罰は学校教育法で明確に禁止されている。また世界的にみても、学校での体罰を禁止している国が多数を占めている³⁾。しかし、一方で教師による体罰を限定的ながら認める国もある。米国では、いまだ 19 の州で体罰が容認されている現状がある。この例の一つ挙げてもわかるように、生徒指導をめぐる状況は日米で大きく異なっている。

筆者たちは、2012 年 10 月、米国オレゴン州コーバリス市の小・中学校、高等学校を視察する機会を得た。大きな国のごく一部を見てきたに過ぎず、この限られた経験から、米国の教育全般を語ることは避けるべきであろう。しかし同時に、知り得た個々の学校の様子から、日本の学校教育をより良くするヒントをつかむことは可能であろう。なかでも、生徒指導のあり方を中心に考察したい。

第 1 章 我が国の学校における生徒指導

1.1 いじめ自殺事件と学校の規律

2011 年 10 月、滋賀県大津市で、市立中学 2 年の男子生徒（当時 13 歳）がいじめにより自殺した事件は、学校や市教育委員会の対応の不備もあり、全国的な関心を呼んでいる。学校側は、いじめの兆候を見逃し、自殺後の原因調査も不十分なものであったが、この事件は、いじめ防止と生徒指導における学校の規律確立との相関関係について大きな示唆を与えている。大津市の第三者調査委員会は、2013 年 1 月 31 日に調査報告書⁴⁾を市長に提出した。加害生徒の暴力行為が被害生徒のみならず対教師にまで及んでおり、有効な対策が採られなかった実態は、学校の規律維持機能が崩れていたことを示している。

日本で初めて、いじめがクローズアップされた事件は、東京都の中野富士見中学校におけるいじめ自殺事件である。1986 年 2 月、東京都中野区立中野富士見中学校 2 年の男子生徒 S が、校外で自ら命を絶ち、遺書を残した。遺書⁵⁾は遺族によって公開されており、その中には「生きジゴク」という言葉も使われている。S が 2 年生に進級した後に同じクラスの特定のグループからいじめを受けるようになり、それが次第にエスカレートし、日常的に暴行を受けるまでになったものである。そのグループの主導によって学校で S の「葬式ごっこ」が開かれることとなった。「葬式ごっこ」には担任教師ら 4 人が荷担し、寄せ書きを添えていたことが発覚した。1994 年 5 月、東京高等裁判所は、教師たちが適切な問題意識をもって対処することを怠ったことを指摘し、「中学校の教員らには過失があるというべきである。」⁶⁾と判示した。この事件は、教師までもがいじめに荷担した看過しがたい事例であり、「生きジゴク」や「葬式ごっこ」という言葉は、いじめの代名詞にまでなったものである。

この事件の背景は、東京高等裁判所の判決文によって詳細に知ることができる。それによれば、当時の学校の様子について、「中野富士見中学校では、A 及び B を中心とする本件グループの生徒らが第 2 学年第 1 学期早々からグループ化し、学校内外で、喫煙、怠学、授業の抜け出し、授業妨害、教師に対する反抗、弱い者いじめ等の問題行動を繰り返すようになったが、第 2 学期以降その問題行動は急激に悪質となり、やがて 3 年生のグループとも連携して授業の抜け出し、授業妨害、壁、扉等の損壊、教師に対する反抗、暴行、他の生徒らへの暴行等が更に頻発するようになった。そして、それらの問題行動を防止するため、9 月頃からは教師らが休憩時間や自らが授業を担当しない時間帯に廊下等の見回りをし、11 月からは保護者らの有志も授業時間中の廊下を巡回するという

異常事態となったが、事態は一向に改善されず、Sの自殺に至るまでの間、悪化の一途をたどっていた。』⁷⁾と述べられている。

このように、重大ないじめ事件の背景には、学校の規律、秩序の崩壊が存在している。したがって、いじめの撲滅には、規律正しい学校環境と規範意識の向上が不可欠である。また、規律正しい学校環境と生徒の規範意識の高いところには、重大ないじめ事件に発展するような隙がないといっても過言ではない。

1.2 我が国の生徒指導の歴史的考察—管理教育批判と校則の見直し—

我が国の生徒指導は、規範意識の向上に関して、一時期、困難な状況にあった。

1966年から1970年に至る高校紛争の時代を経て、1980年代を中心に、校則の厳格な学校に対して、いわゆる「管理教育」批判がマスコミを巻き込み全国的に行われた。男子の頭髪を丸刈りと定めた校則についても、各地で論争があり、裁判に至った事例もある。1985年11月の熊本地裁判決では、「中学校長は、教育の実現のため、生徒を規律する校則を定める包括的な権能を有するが、教育は人格の完成をめざす（教育基本法第一条）ものであるから、右校則の中には、教科の学習に関するものだけでなく、生徒の服装等いわば生徒のしつけに関するものも含まれる。もっとも、中学校長の有する右権能は無制限なものではありえず、中学校における教育に関連し、かつ、その内容が社会通念に照らして合理的と認められる範囲においてのみ是認されるものであるが、具体的に生徒の服装等にいかなる程度、方法の規則を加えることが適切であるかは、それが教育上の措置に関するものであるだけに、必ずしも画一的に決することはできず、実際に教育を担当する者、最終的には中学校長の専門的、技術的な判断に委ねられるべきものである。従って、生徒の服装等について規律する校則が中学校における教育に関連して定められたもの、すなわち、教育の目的として定められたものである場合には、その内容が著しく不合理でない限り、右校則は違法とはならないというべきである。』⁸⁾とし、法的には学校側の勝訴となっている。しかし、丸刈り校則は子どもの人権に関わる問題もあり、また時代の変化にそぐわないこともあり、学校側は世論の支持を得られず、丸刈り校則を廃止せざるを得なくなり、実質的には、学校側の敗北となっている。

1970年代から1980年代にかけて、全国の報道機関が校則問題を取り上げ、中には、世論の支持を得がたい校則も散見されたため、1988年、当時の文部省初等中等教育局長が各都道府県教育委員会の中等教育担当課長を集めた会議において、校則の見直しを求めて次のような指示⁹⁾を出した。

まず始めに、校則の意義について、「児童生徒が心身の発達過程にあること、学校が集団生活の場であること等からいって、小・中・高等学校を通じ学校には一定のきまりが必要であり、したがって、校則それ自体には意義がある。しかし、その内容、運用（指導）の在り方については、検討を加えていく必要があると思う。校則は、経済社会の進展等時代の進展、地域の実情、学校段階（発達段階）、学校の教育方針、保護者の考え方、児童生徒の実態等を踏まえることが必要と考えられる。そして、これらの事情は、各学校ごとに異なるので、校則は各学校において適切に考えられるべきであるということが基本である。文部省等による校則の基準づくりは、校則の画一化を招くことになり適当でない。」と述べたうえで、「現在の校則の内容には、①絶対守るべきもの、②努力目標と言うべきもの、③児童生徒の自主性に任せてよいもの、がミックスされているのではないか。この点をもう一度点検しなおしてみる必要がある。きまりについては、児童生徒にこれを消極的に守らせるのではなく、自主的に守るようにすることが大切である。このことを踏まえて考えてみると、きまりには、校則に盛り込むべきもの、指導として行うもの、教師と児童生徒との交わりの中で自

主的に守るようにしていくものがあるのではないか。」と問いかけている。また、校則の運用の問題については、「校則違反があった場合に、当該児童生徒の身分上の措置の問題等をどう考えるかということがある。学校として、このような場合における統一的な対応方針をあらかじめ全教職員の共通理解として持っていないと混乱が生じることになる。また、身分上の措置の前に、教育指導としてどう考えるかがなければ、校則の教育上の意義はなくなってしまう。」と述べ、校則違反に対する機械的な処分主義を戒めている。さらには、生徒や保護者との信頼関係の確立が大切であると、「教師は、日常の教育活動を通じ、生徒との信頼関係を大切にし、生徒との好ましい人間関係の育成に努めること。」と結んでいる。

1990年、同じ会議において、文部省は、生徒指導の取組の基本姿勢として、「生徒指導の取組に当たっては、生徒一人一人の個性を生かし、人間味のある温かい指導を行うことが大切であること。社会の良識を踏まえ、国民や保護者の理解が得られるような指導に努めることが必要であること。問題行動への対応のみに偏ることなく、日ごろから、生徒との触れ合いを基盤として一人一人の生徒のよさや積極面を評価、理解し、生徒自身がそのよさに気づき、それを伸ばしていくことができるよう援助することが大切であること。」¹⁰⁾と述べ、生徒や保護者との信頼関係を確立し、生徒との好ましい人間関係の育成に努めることが大切であることを強調している。

その後、文部省の校則見直しに関する姿勢は強いものとなり、校則を見直したかどうかを全日本中学校長会および全国高等学校長協会に委託して調査研究をし、その結果を1991年に公表した。その報告書¹⁰⁾には、「本調査によれば、見直しの結果改訂された校則内容の例の中には、制服の襟カラーのサイズの改訂など、瑣末的と考えられるきまりを修正した程度にとどまっている例もみられる。修正した結果なお瑣末的と考えられるきまりにとどまっているような学校においても、自校の校則を一般的・標準的なことと意識し、それでよしとしていることはないか。そもそも、校則は一度見直したからそれでよいというものではない。学校を取り巻く状況や生徒の状況も変化する。その意味でも校則の内容はたえず積極的に見直さなければならないものである。」と強い調子で訴えている。さらには、「思い切った見直しが必要である。今回の調査で見直し検討された校則の内容は、服装、校外生活、校内生活、頭髪など実に様々な事柄に及んでいるが、見直しの結果、校内の状況変化に関しては数多くの学校でプラスの評価が与えられている。このことからみて、学校は校則見直しを思い切って進めてよいのではないか。」と結んでいる。

本来、校則は、学校の自主性に委ねられるべき性格のものである。その校則に対して、毎年、国から見直しの調査が入ることとなり、各学校は、これまで行ってきた生徒指導に対して、自信を失いかねない状況となっていた。

女子生徒のスカート丈が短くなっていったのは、このころからである。各学校では、茶髪や金髪の生徒の出現に手を焼き、服装もだらしくなり、授業規律も緩んでいった。いわゆる「学級崩壊」という現象が現れ始めたのも軌を一にしている。いじめや校内暴力の問題が顕在化していったのも、決して偶然ではなからう。

1.3 規範意識の育成重視へ

このような学校規律の崩れに対して、それまでは、子どもの人権擁護等の立場から寛容であった世論も、次第に厳しい論調に変容していった。2006年に改正された教育基本法の第6条には、「教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」という文言が新しく入り、これに基づいて改正された学校教育法第21条には、「学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及

び協同の精神，規範意識，公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し，その発展に寄与する態度を養うこと。」と記され，その中に「規範意識」という言葉が初めて明記された。

一時，困難な状況に陥った学校の中には，学校規律の回復を全教職員の結束と努力により成し遂げ，豊かな心を育む学舎へと変貌していった事例を見つけることができる。そうした学校では，真の意味で教師と生徒・保護者の温かい信頼関係が構築され，例えいじめがあったとしても，早期に，まだ芽のうちに解決している。

1.4 学校の規律向上に顕著な成果を挙げた事例 1（愛知県立惟信高等学校）

2012年12月，筆者は愛知県立惟信高等学校を訪問し，都築仁美校長，中城牧彦生徒指導主事に生徒指導の改革実践等についてインタビューした。その内容を取り纏め，公表可能な部分を以下に記す。

(1) 概況

愛知県立惟信高等学校は，1925年に開設された愛知県惟信中学を前身とする87年以上の歴史を有する伝統校である。名古屋市港区惟信町に立地し，東西南北どこからでも通学できるロケーションの良さをメリットとしている普通科のみの高校である。生徒数は，2012年現在，約1000人の大規模校となっている。

伝統校としての誇りと余裕の中で教育活動を行ってきたが，平成の時代になってから徐々に入学生徒の多様化が進み，生徒の服装頭髪の乱れや遅刻の増加が目立つようになってきた。その状況に対して学校が有効な手立てを打てないうちに，近隣における学校の評価が下降していき，2001年度入試において定員割れを生じるに至った。一般的に，高校入試における定員割れは，さらに学校の評判を低下させる作用が見られるため，その後しばらくの間，授業規律の維持や遅刻防止等の生活指導の面において困難な時期が到来した。

(2) 改革の機運と再生委員会

この状況からの脱却を目指す試みが，2004年，校内の「再生委員会」と称して，当時の生徒指導主事を中心として立ち上がり，「学習面の建て直し」と「生活指導面の建て直し」を二本柱として，校長のリーダーシップのもとに全校を挙げて取り組む努力がなされた。

再生委員会では，その意義，役割，目標を，「まず，再生が，改善なのか，発展なのかという区別にはこだわらず，前進を目指すものであることを確認したい。前進の方向は皆で考えていくことになるが，その歩みを生む力は，職員一人一人の意見と惟信への想いそのものであることは再生の前提である。ここ数年来中学や地元の信頼を失い，入学する生徒層が急激に変化する中でも，その対応や解決に向けて，教職員全体での話し合いの場を十分に持てなかったことは紛れのない事実である。それぞれの課（現在は「部」＝分掌）や教科，また個人での対策はこれまでもあり，個々の教員の努力は決して他校に劣るものではなく，それにより，もっと困難な状態にまで行き着いたいくつかの学校より，救われた状態にあると考える。いわゆる「軟着陸」の状況が現在であるが。それが危機感の甘さにつながっているとも考えられる。建て直しの体力が残る今こそ，再生の最後の機会と考え真摯な決意と覚悟を持って臨みたい。」¹²⁾と明確に述べている。

再生委員会の姿勢については，教員全員の牽引役であるとし，「再生の本体は，生徒一人一人の向上心であり，それを導く教員個々の行動である。1000人の生徒を導く，50人以上の教員集団の力をいかに効果的に集約していくかが委員会の役割である。それぞれの教員の意見を聞き，全体の

意見を調整し、集団の力として、また個々の先生の活性に還元していきたい。』¹³⁾としている。

再生の対象として何から取り組むべきかについては、「緊急度、重要度を考慮して、ある事柄から順にあたっていくことになるが、再生全体の目標を指針とし、その一貫性を担った取り組みであることを心掛ける。課や教科の枠を越え、教員集団として包括的で、将来を展望としたプランニングに取り組んでいく。』¹⁴⁾とし、再生の目標としては、「本校のあるべき姿をまず、全体で考えたい。再生は、ただの対処療法でなく、教育の本質を求めるものであり、本校が、生徒と教員ともに誇れる高校に前進するため、確かな理想を掲げたい。』¹⁵⁾と格調高く謳い上げている。

再生委員会は、発足した2004年7月に教職員を対象にアンケート調査を実施し、学校が抱える問題点や改善すべき点を、全職員の意見から明確化し、併せて再生の大きな目標となるべきスクールアイデンティティの構築を目指した。スクールアイデンティティとしては、後日、「向上心」とすることが決まった。

アンケート調査結果¹⁶⁾から、授業規律については、「生徒の気力をあまり感じない」、「授業とは関係ないおしゃべりがある」、「居眠りがある」、「授業の準備がのんびりしている」、「携帯電話でメールをする」などの問題点が共有された。生活指導面では、頭髪の状況、服装、女子の化粧、携帯のマナー、交通マナーなどにおいて、問題を感じている教師が圧倒的多数であり、現状で十分と考えている教師は5%程度に過ぎないことも明らかになった。寄せられた意見の中には、「生活指導については本校はまだまだゆるいと思います。私立高校等で行われている携帯の持参禁止、化粧の禁止等々も本校ではやるべき段階にきていると思います。」「茶髪指導の厳しさに対して、化粧、ピアスに対する指導が甘いのは、やはりおかしい。もっと厳しくすべきである。携帯に対しては、もっと厳しくした方がよい。現状のように、あまりにもマナーが悪ければ学校には持ってこない指導をし、違反者は解約させるぐらいで、迫ったらどうか。漫画についても同様である。」「校内で廊下に座るなどというだらしない行動に対して全教員がおかしいと思って注意していくべきである。そうした中に、ちょっとした緊張感が生まれる。集団で生活していく以上、そうした緊張感は絶対に必要である。」「女子のスカートの長さを問題にしないことにご数年疑問に思っていました。頭髪の色と同様にチェックすべきです。私は女ですが男性の先生方はそんなに頭髪の方が気になるのかなあと不思議です。あの下品な長さを是非指摘してください。」などがあり、教職員が一致団結して、学校の再生に取り組もうとする環境が整備されつつあることが伺われる。

(3) 規律指導の徹底とその後の向上発展

2004年4月、入学に際して、『惟信生の心得』¹⁷⁾を新入生全員に配布し、学校のルール(校則)を約束事として明示し、それを破れば、必ず指導することを周知徹底した。例えば、遅刻防止の取組では、「遅刻 早退 欠席 個人カード」(図1)を作成し、生徒指導室にクラス別に置いておく。遅刻した生徒は指導室の先生の了解を得て、自分のカードを取り、日時・理由を記入する。そして、カードを持って教室に行き、担任または教科担当の先生に渡す。カードの無いものは教室に入れないこととする。休み放課に来た生徒は、次の授業の先生にカードを渡す。体調が悪く、早退したい生徒は、まず担任の許可を得る。そのうえで、遅刻と同様、生徒指導室(または職員室)に来て、自分のカードに日時・理由を書くとともに、別の早退許可証に記入して、担任にカードを渡す。どうしても担任が見当たらないときは、副担任、次に学年の先生か指導室の先生に渡す。安易な早退はしないように心掛けさせる。欠席の場合は、原則として休んだ翌日(なるべく早めに)、カードに本人が日時・理由を記録し、もとの位置に戻す。

生徒に対しては、「欠席、遅刻を繰り返さないという自覚を、個人がしつかり持ってほしいため

にカードを作りました。それでも、遅刻について回数を重ねてしまった場合は、先生からの注意や早朝登校、家庭への連絡などの指導も行います。社会人への準備として、遅刻は絶対にしない。安易な欠席や早退もできる限りしないことを目標としてください。」と呼びかけるのである。

生徒に対する指導は、段階を追って行うことを保護者・生徒にあらかじめ通知しておく。例えば、遅刻については、年間の累積回数が5回に達したら学年主任が指導し、10回に達したら保護者へ手紙を出し、15回に達したら保護者召喚のうえ生徒指導主事から指導し、25回に達したら教頭から指導する。この場合、遅刻の理由については、原則として問わないことを特徴としている。米国の「ノーイクスキュース」¹⁸⁾(言い訳無用)の指導方法と類似しているものである。

カードは、毎日、生徒指導部がコンピュータに入力し、常に把握できるようにしてある。学年会にも毎週報告をし、各生徒の状況を学年教員団が把握している。

このような学校の努力により、全生徒の遅刻数は図2に示すように、劇的な改善が図られた。遅刻カードが導入された2004年を境として、遅刻数の際だった減少が見取れる。2011年の全遅刻数2,463という数字は、遅刻指数(1年間に1人が遅刻する回数の平均)に換算すると、2.61となり、驚異的な改善と言ってよい。

遅刻者数の激減は、授業規律の改善、身だしなみの改善などすべての分野に良い影響を及ぼしていき、現在は、極めて良好な学習環境のもとに生徒と教師が相互に信頼しあい、充実した教育活動が行われている。部活動も盛んであり、陸上部は、名古屋市内県立高校大会に優勝したのを始め、高校総体や駅伝大会に出場するなど活躍している。独立行政法人科学技術振興機構によって運営されている「サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト(SPP)」を実施し、地域企業や大学との関係を深め、夏休みには都市環境、情報デザインの2分野に分かれて生徒たちが研究を重ねた。また、キャリア教育にも力を入れている。規律重視の生徒指導の充実から学校を再生した良い事例であると考えられる。

遅刻 早退 欠席 個人カード					
遅刻記録欄 _____ 年 組 番 _____					
	日時	理由	適したものを囲む (その他)	発行確認	受取確認
1	月 日 時 分	寝坊	体調不良 通院 ()		
2	月 日 時 分	寝坊	体調不良 通院 ()		
3	月 日 時 分	寝坊	体調不良 通院 ()		
4	月 日 時 分	寝坊	体調不良 通院 ()		
5	月 日 時 分	寝坊	体調不良 通院 ()		

(中略。以下20行までである。)

遅刻したときは、このカードに記入し、教室の担任・教科担当に渡してください。
 特別教室のときは、担当教員に見せた後、クラスの出席簿にはさんでください。
 5回 10回 15回 20回 25回の累積回数、または月ごとの回数で、早朝登校などの指導を課します。

図1 「遅刻 早退 欠席 個人カード」(表面様式) (裏面様式省略)

遅刻数

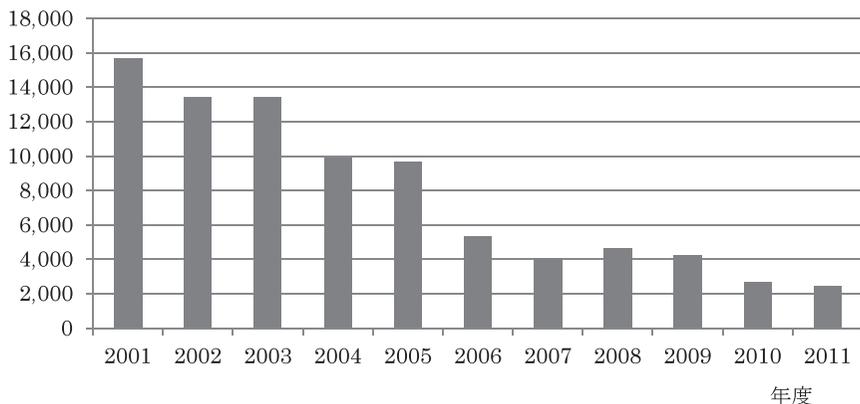


図2 年間の全生徒遅刻数（延べ数）の推移（24クラス=960人に換算）



図3 体育館での校長講話を整然とした中で真剣に聴く生徒たち

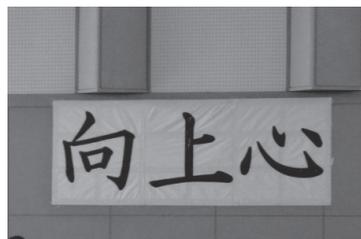


図4 体育館の壁面に掲示されたスクールアイデンティティ

1.5 学校の規律向上に顕著な成果を挙げた事例2（愛知県立南陽高等学校）

2012年12月、筆者は愛知県立南陽高等学校を訪問し、瀬治山みどり校長、篠原良司教頭、斉藤幸司生徒指導主事に生徒指導の改革実践等についてインタビューした。その内容を取り纏め、公表可能な部分を以下に記す。

(1) 概況

愛知県立南陽高等学校は、1973年に開設された創立40周年を迎えた新設校（愛知県では、1968年以降に開設された学校を新設校と分類している。）であり、名古屋市港区大西に立地する総合学科の高校である。2012年現在、全校で18学級の中規模校である。普通科高校として開設されたが、2002年にコース制（福祉実践コース、情報活用コース、総合進学コース）が導入され、その後2007年に総合学科へと移行している。

(2) 困難な時代

本校は、地域の期待を集めて発足した中堅普通科高校であったが、平成になった頃の生徒急増期

に募集定員が1学年12クラスまでに膨らみ、その影響もあり数年間連続して定員割れを生じ、二次募集実施が続いた時期があった。このため、生徒指導面や学習指導面で困難な課題を有する生徒を多く抱えることになった。この状況に対して、組織的対応が不十分だったこともあり、対応が後手に回ることが多く、しばらくの間、いわゆる「荒れる」状態が続いた。中退者も多く、入学した生徒の約半数が卒業できるかどうかという時期もあった。

当時は、学校のトイレにたばこが落ちていたり、火災報知機が頻繁に鳴ったりし、教師たちはその対応に追われることもしばしばであった。落書きや器物の破損も多く、窓からは物が投げ捨てられ、校舎の外にはペットボトルや紙パックが散乱していた。生徒による清掃活動もなく、学級担任が誰もいなくなった教室の掃除をしていた。移動教室や体育の時には授業に遅刻し、授業中においても、立ち歩いたり飲食する生徒もいた。このような状況であったため、当然のことながら、対教師トラブルや生徒間トラブルもしばしば起こっていた。

(3) 改革の機運と発展

平成7年頃から校長のリーダーシップと教育委員会の支援のもとに改革が進みはじめた。制度的には、平成7年度の少人数クラスの実施、平成14年度の普通科コース制の導入、平成19年度の総合学科への移行があった。地域との連携についても、同窓会主催の観桜会の実施や学校開放講座の実施などが挙げられる。また、校内組織においても、教務部と生徒指導部が連携を密にし、授業規律を重視するとともに、全教職員が一致協力して行う生徒指導体制を構築していった。

平成14年当時も、少人数クラスを実施しており、1学年4クラス160人を8クラスに分割していた。そこで、少しずつ指導のレベルを上げていくことで教育困難な状況の打破を図っていった。校内喫煙の撲滅、体育館シューズの適正使用、ルーズソックスの禁止、装飾品の禁止、化粧の禁止、スカートの正しい着用と一つずつ着実に指導を重ねていった。その結果として、現在多くの生徒が身だしなみを整えることができおり、落ち着いて学校生活を送ることができている。中退率も今では1%台となって全国平均を下回っており、図5に示すように問題行動等による特別指導対象生徒数も激減している。

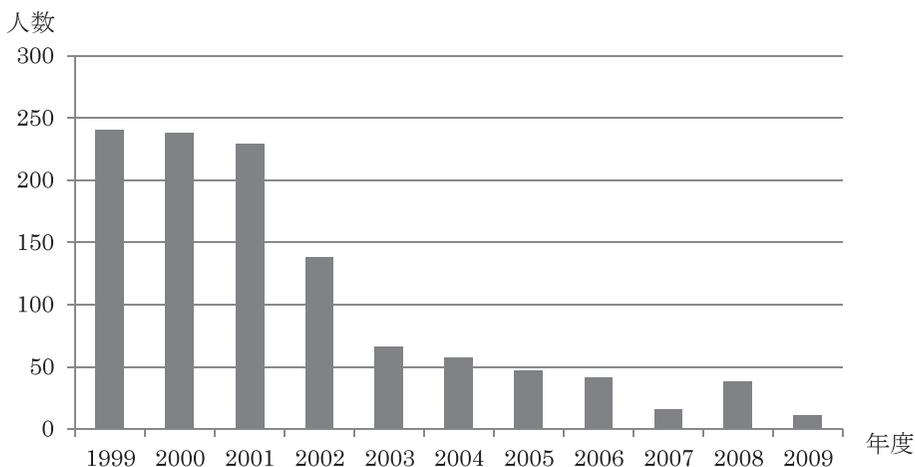


図5 特別指導対象生徒数の推移

また、大学受験者数・合格者数の推移についても、図6のように、顕著な向上が見られるようになってきている。

ここに至るまでには、本校関係教職員の多大な努力があったことを伺い知ることができる。管理職及び各分掌主任・学年主任等のミドルリーダーのリーダーシップ、HR担任の実行力、「チーム南陽」と称される教職員のチームワークと指導体制の総合力の成果であると考えられる。図7に示す「授業指導連絡票」を導入し、授業規律の向上を図ることは、教職員の強固な協力体制がなければ成功し得ないものであろう。また、学科変更やスクールカウンセラーの早い時期からの導入等の制度面における支援をはじめ、人事・予算面での支援において、教育委員会の果たした積極的な役割も極めて大きいと推測される。

(4) 段階的指導の方法

本校での指導の成功の一因として、段階的指導を取り入れたことがあげられる。段階的指導とは、担任、学年指導部、学年主任、生徒指導主事、管理職というように問題行動の回数や大きさに応じて、段階的に指導レベルや指導措置を上げていく方法である。同じ事案で改善が見られない場合だけでなく、異なる事案でも、段階的に指導措置や指導内容が変わってくる可能性があることを生徒

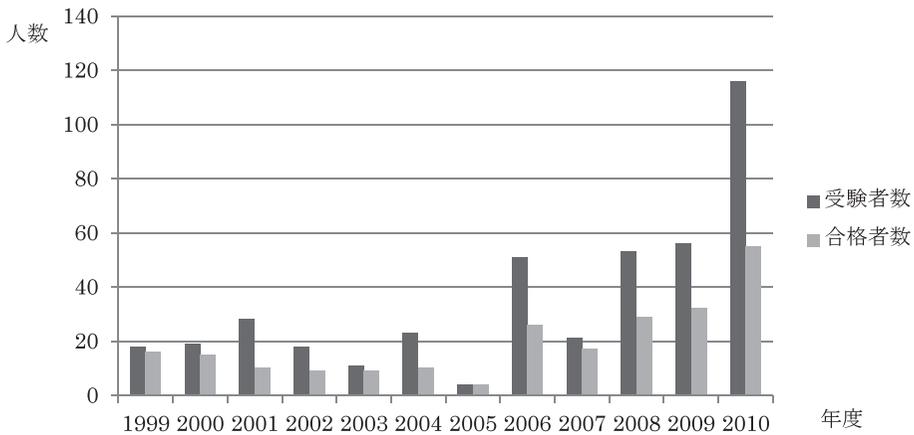


図6 大学受験者数・合格者数の推移

年 組 番 氏名 月 日 () 科目 記入者 1 指導項目 2 注意した状況 その他 気付いたこと	教科担任 → 担任 → 学年主任 事後指導記録 <div style="text-align: right;">担任サイン欄</div> 家庭連絡 なし あり
---	---

図7 授業指導連絡票（様式）

に伝え、自らの行動に責任を持ち、自ら律することができるよう指導していくものである。

段階的指導の一例として、女子生徒の正しい制服スカート着用を目指した本校のチケット制¹⁹⁾の概要を次に示す。

- ① 第1段階：学校の内外を問わず、スカートの変形着用を教師が見つけた場合は、指導カードに該当生徒名を記入後、担任に提出し、担任指導を行う。指導カードは、担任を経由し学年生徒指導部で取りまとめる。
- ② 第2段階：2回目に、スカートの変形着用を教師が見つけた場合は、該当生徒は反省文を書いた後、担任指導、学年生徒指導部指導を受ける。
- ③ 第3段階：3回目に、スカートの変形着用を教師が見つけた場合は、該当生徒は反省文を書いた後、担任指導、学年生徒指導部指導、学年主任指導を順に受ける。
- ④ 第4段階：4回目に、スカートの変形着用を教師が見つけた場合は、該当生徒は反省文を書いた後、担任指導、学年生徒指導部指導、学年主任指導、生徒指導主事指導を順に受ける。
- ⑤ 第5段階：5回目以降に、スカートの変形着用を教師が見つけた場合は、保護者を学校に召喚し、該当生徒は特別指導の対象とする。

この指導方法により、本校では、極端に丈の短いスカートや腰に巻き上げたスカートは、ほとんど見られなくなり、正しい制服の着用によって、不審者による生徒の被害の未然防止や健康増進能力の育成に効果を上げていると考えられる。

本校の「平成24年度冬休み学校説明会資料」には、卒業生に対するアンケート調査結果が掲載されている。それによれば、「先生たちに熱心に指導してもらった」という回答が86%あり、「社会人に必要なマナーやルールを指導してもらった」という回答が85%に達している。厳しくも温かい本校の指導に対する生徒達の高い満足度を伺い知ることができる。同資料には、中学生・保護者に向けて、「日ごろから身だしなみや言葉づかいははじめとして、社会人として求められる考え方を、厳しく指導しています。茶髪、ミニスカート、化粧をしている生徒は校内にはいません。こういった指導で、生徒が学習や課外活動など将来に向けて充実した生活を送ることにつながっていると考えています。」と述べられており、ルールやマナーの指導に対するこのようなゆるぎない姿勢が、本校の改革と発展の基盤となっていると考えられる。

第2章 米国の学校における生徒指導—コーバリス市の学校での事例から—

本章では、米国の学校における生徒指導体制を、事例的に提示していく。米国の教育は、州や学区、さらに学校によって多様である。とはいえ、視察した学校の様子などから、日米の教育に対する発想の違いやシステムの違いを垣間見てくることができた。

個々に学校を紹介する前に、前提となる日米の教育制度上の違いをおさえておく必要があるだろう。米国の教育行政は、主として州単位、学区単位でおこなわれている。米国では「連邦教育省」が1980年に設立されたが、日本の文科省のような力はないと考えられている。連邦の教育予算負担は、10%そこそこに過ぎない²⁰⁾からである。

また、1万5千におよぶ「学区」(School District)が教育行政を動かす司令塔となる。米国の学区は日本のような通学の区分けを示すものとは違う。行政の単位なのである。

オレゴン州コーバリス市は人口約5万人で、オレゴン州立大学のある学園都市である。コーバリ

ス市で訪問した学校のうち、ここでは次の3校を紹介する。①ガーフィールド小学校、②ライナス・ポーリング・ミドルスクール (LPMS)、③クレセントバレー高校 (CVHS) の3校である。以下には、生徒指導の観点を中心に、それぞれの学校における具体的な様子を述べてみたい。

2.1 ガーフィールド小学校

(1) 学校の概要

英語とスペイン語、バイリンガルの小学校である。校舎には廊下を挟んで、右がスペイン語、左が英語の教室となっている。15の学級があり、そのうち2つのみが移行期で英語のみだが、他はすべてバイリンガルとなっている。

児童数は400名。学年は、K-5(幼稚園から5年生)である。スタッフは学級担任のほかに校長、リーディング・テストの専門家(標準テストをするので)、特殊教育の専門家、助手が10名である。behavior specialist(生徒指導士)もいる。

生徒の3分の1から2分の1を、メキシコからの移民が占めている。半分が英語の、半分がスペイン語の母国語話者である。正式に移民許可を受けた家庭の生徒と、受けていない家庭の生徒とがいる。学校は教育するところであり、入国許可のあるなしはここでは問わない。住民は無料で適切な公的教育を受ける権利を、連邦法によって保障されている。

半日は英語、残りの半日をスペイン語で授業する。5年生までに、両方の言葉の読み書きを到達させる。教員はESLの教員としての資格がある。

「学校選択制」²¹⁾はかつて用いられていたが、問題が多くて廃止された。

特別支援を受けさせるか否かは、テストや親も加わった会合をして判断する。このことは、連邦法で定められている。年に1回、特別支援が必要なのか判断がされる。

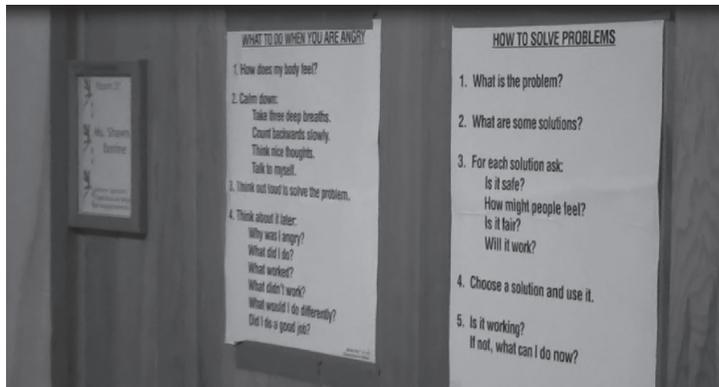


図8 ガーフィールド小学校

Behavior Specialist のオフィスに掲示されている「問題解決の手順」(右側)

①問題は何か、②解決策には何があるだろうか、③その解決策は安全か? みんなはどう感じるか? それは公平か? うまく行くだらうか、④解決策を選んで用いる、⑤それはうまく行っているか。もしうまく行っていないければ、どうしたらいい?

なお、左側の掲示は「腹が立ったらどうする?」

(2) 生徒指導の体制

「良いことカード」(Way to Go Gecko, 「ヤモリへの道」)が用いられている。これは小さな緑色のカードで、職員が持ち歩き、何でもよいことをした児童に渡す。たまったらピザパーティをするなど、工夫している。親に電話するのは、いいことを知らせるためにするようにしている。

教室の壁面には、5色に塗り分けられた「行動表」が設置されている。このボードは上から順に紫、緑、青、黄、赤となっていて、両脇に児童全員分のクリップがつけられている。毎朝最初は緑からスタートして、何か問題行動があった児童のクリップは下方方向に移動していくという仕組みで



図9 ガーフィールド小学校での授業風景

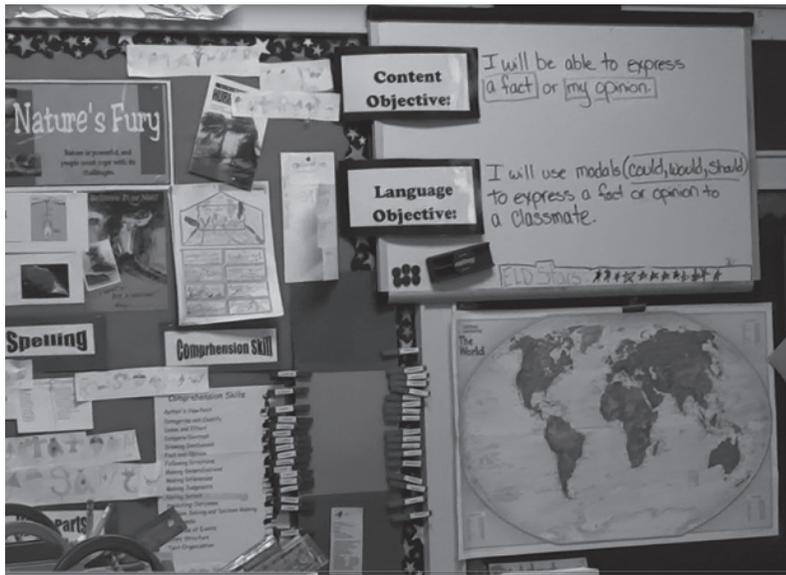


図10 ガーフィールド小学校。教室内の掲示

右下の世界地図の隣に、細長い紙が見える。この両側からつけられた赤と青のクリップには、それぞれ児童の名前が書かれていて、何かいいこと、悪いことをすると教師がこのクリップを上下させる。



図 11 ガーフィールド小学校、好ましいマナーの掲示

ある。赤までいってしまうと、親に連絡がいく。緑色の Way to Go Gecko は「良いことカード」であるが、青いカードは、FYI: For Your Information（親へのお知らせ）である。キャラクター・エデュケーション（品格・品性教育）は、親と連携、協力して行う形を取っている。

2.2 ライナス・ポーリング・ミドルスクール (LPMS)

(1) 学校の概要

6～8年生（日本では小学校6年生と中学校1、2年生）が在籍する。生徒数は約700名である。学校の名前は、ノーベル賞学者にちなんでいる²²⁾。

校長が35歳と若い。まず各学科（数学、理科）の教員たちによる職員会議を見学した。数学では、生徒の名前を電子黒板に映し出して、議論していた。この学校では、優秀な生徒をピアチュータとして各教室に送り込む仕組みがある。その割り振りを決めているという。

(2) 生徒指導の体制

この学校にも behavior specialist（生徒指導士）がいて、問題行動があると対処する。見学した部屋は、生徒用の机が20程も配置されている大きな教室で、同時に多数の生徒が学ぶことも可能な作りになっていた。問題を起こした生徒を別室で指導する仕組みが整備されていると言える。

廊下には防犯カメラが設置されている。いじめなど無いようにとの配慮である。

玄関前にはガラスケースが置かれており、「整理しよう」という展示があった。生徒が自分の持ち物をうまく管理できないことは、米国の教師にとっても悩みの種になっているようである。

2.3 クレセントバレー高校 (CVHS)

(1) 学校の概要

本校には、9～12年生まで4学年、合計990名が学んでいる。教員数は60名である。副校長のマイケル・バック先生が、学校の概要と生徒指導の体制を説明してくれた。日本大学附属高校との

姉妹提携をしている。総合制の高校であり、陶芸教室、工作室やら写真室、美術室など幅広い科目の専用教室があって、まるで工業高校のようである。敷地は非常に広い。本格的な陸上競技場や球場、サッカー場なども整備されている。校内にナーサリー（保育施設）があり、小さな子どもたちが遊んでいた。生徒はここで、子どもの世話を学びもする。

(2) 生徒指導の体制

「オルタナティブ教育」の教員がいる。問題のある生徒を学級から取り出し、学校内の別の部屋で指導する形である。なお、学外でのオルタナティブスクール送りとなるのは、昨年 75 件に対して今年 は 100 件と、増えている。ホームスクーリングや、最近ではオンライン教育を選ぶ親もいる。

Student behavior specialist が、この学区では学校に一人はいて、規律指導をおこなう。オフィスの看板では単に、behavior specialist となっていた。対象となる生徒の多くは、スクールカウンセラーから紹介されて回ってくる。なお、米国のスクールカウンセラーは、日本のスクールカウンセラー



図 12 クレセントバレー高校 (CVHS), 授業風景



図 13 クレセントバレー高校 (CVHS), 授業風景 その 2

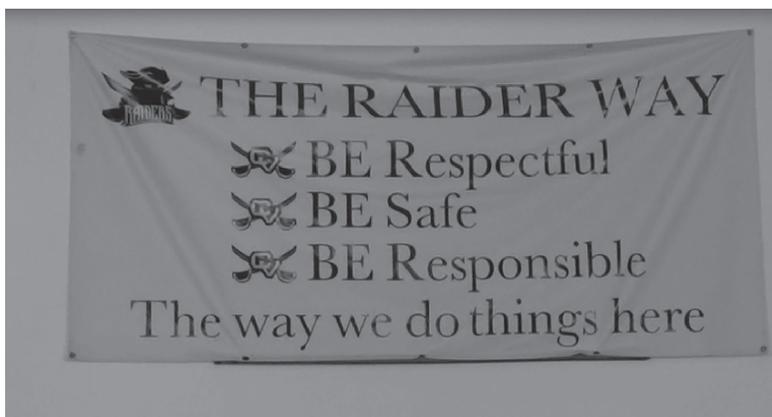


図 14 クレセントバレー高校 (CVHS) の体育館, 掲示物

とは職務内容が違う。進路指導や学級担任のような仕事をしている。

出席の問題、特に無断退出への対処がもっとも多い。この先は、学区の Truancy Officer がおこなう。この人は親に反則切符を切る権限を持っている。月 8 回の欠席で罰金 \$180 などとなっている。ただ、ここまでいってしまうのは、年間で 10 件くらいまでだという。

それから、リソース・オフィサーという警官がいる。郡が提供している。やはりいじめはあるので、年齢に応じて適切に指導するようにしているとの説明であった。校長があっさりと「校内にいじめはある」と認めた所は、印象に残った。

2.4 米国の生徒指導に学ぶ

ここまで、米国オレゴン州コーバリス市の小・中学校、高等学校の様子を、生徒指導の体制を中心として紹介してきた。以下では、米国の生徒指導に見られる特徴を整理してみよう。

(1) 教員の職務が限定されている

一般的に、欧米の学校では教職員の役割が細かく分化、専門化している²³⁾。米国の教員は、「教科指導のプロ」である。授業以外の仕事は、それぞれの専門家が分担している。

SC：スクールカウンセラーは「学級担任」、「進路指導の先生」に当たる。

BS：Behavior Specialist は、「生徒指導の担当」であって、問題行動があると対処する。なお、日本においても生徒指導士²⁴⁾の資格認定が始まっている。

このほか、LD, ADHD, スピーチセラピストなど、特別支援の様々な担当がある。

警官 (School Police) も置かれていることがある。オレゴン州の学校では、一般に Resource Officer と呼ばれているようである。

このように米国の教員は、その職務がかなり絞られている。つまり、教員の仕事は教科内容を教えることだ、と徹底されている。そして、教える以外の仕事は、それぞれ専門家やボランティアたちが、教員を支えている。

一方、日本では教員が教科指導に加えて、生徒指導上の問題にも対処する。生徒指導の専門家が、教員とは別に学校に常駐するという形を取っていない。いじめなどの問題が発生すると、それに対処するために教員加配が行われるという形が一般的である。

日本式の長所として、全人的な教育が行われている²⁵⁾という言い方もできるだろう。一方、その短所として、教員の負担が大きく、燃え尽きが深刻化していることも指摘する必要がある。教師があらゆる仕事をしているので、際限がない状態が生じている。

(2) 行動主義的な諸方策を採用する

良い行動が見られたらトークン²⁶⁾を与える。「良いことカード」などがこれにあたる。これが一定数集まると、パーティをするなどして強化するという方法は、今回視察したどこの学校でも見られた。生徒だけでなく教員に対しても、生徒による人気投票を実施するなどして、「強化」を試みていた。

日本でも特別支援教育では、こうした行動主義的（応用行動分析的）な方法がよく用いられている。しかし、一般の小学校や中学校で、こうした方法は採用されることが少ないだろう。

また、1章でも述べた事例に見られるような、段階的指導が行われている。そして、規則違反の内容と回数に応じて、指導の内容が段階的にあらかじめ決められている。このため、深刻にならない早い段階で指導を始められる。逆に日本のやり方では、生徒や教師が誰であるかによって指導の内容や重さに差が生まれてしまう²⁷⁾。

(3) 親への情報公開と協力の依頼

米国の学校では、詳細な生徒ハンドブック（日本の生徒手帳に相当する）²⁸⁾が作成、公表されている。学区が単位となって、共通のハンドブックを作っているのである。これは何十ページもある分厚い冊子である。LPMSの場合は、「生徒と親のハンドブック」となっていた。生徒ハンドブックには一般に、登下校や出欠席の基準、ランチのこと、服装、学校に持ち込むことが許されない物などが、詳細に決められている。

ガーフィールド小学校の場合、生徒ハンドブックは、英語版、スペイン語版がある。その内容については国の標準がある。「文書として国から届くわけではないが、標準に電子的にアクセスして、学校ごとに作る。作りなさい、と法で決まっているわけではない。親の積極的な関与を促すためにつくっている」との説明であった。

上の(2)で示したような規律指導のあり方は、生徒ハンドブックにもしばしば見られる。一例として、アラバマ州フーパー学区にあるベリーミドルスクールが出した「生徒ハンドブック」では、運動競技に参加する生徒がタバコを使用した場合の罰則を、次のように示している。

たばこ製品を使用した生徒は、最初の違反では、高校禁煙プログラムに登録し、修了しなければならない。プログラムを修了できなかった場合には、これを2回目の違反とみなす。2回目の違反では、10%ルールが適用される。3回目の違反では、6ヶ月の活動停止となる。さらなる違反を犯すと、運動競技から永久追放となる場合がある。

(4) 生徒を監視する

米国の学校では、いじめなど問題行動を予防する目的で、教職員が生徒を「監視する」よう求められている。

具体的にみるとまずLPMSでは、廊下に防犯カメラを設置している。また、上で述べた生徒ハンドブック（ベリーミドルスクール）では、スクールバスに防犯カメラを設置することも認めている。

生徒がバスに乗車中、学区は生徒を見守る責任を負う。バスの乗車中あるいはその他ときおり用いられるやり方で生徒が移送されている際、学校の教職員は生徒を監視する目的でビデオカメラを用いても良い。その監視は、放課後バスから降りたら終結しなければならない²⁹⁾。

「カメラが作動している時には、赤ランプが点滅しているために、生徒が行動を抑制する」とい

うこともあるという³⁰⁾。

日本でも、外部からの侵入者を予防するために、学校内に防犯カメラを設置することはある。大阪府の大阪教育大学附属池田小学校は、「国際安全学校」の認証も受けている防犯対策のモデル校である。本校では、校門に警備員を配置するとともに、防犯カメラやセンサーを駆使して、生徒を悪意ある侵入者から守る体制を取っている。

しかし、「生徒が悪いことをしないかを監視する」目的で、校内に防犯カメラを設置する方策には、賛否両論あるだろう。実際、カメラには必ず死角が生まれるし、限界もあると思われる。

(5) PBIS の活用によっていじめ防止を図る

Positive Behavioral Interventions and Supports: PBIS (好ましい行動への介入と援助) とは、生徒の行動に介入し、よい行動をしてもらうように援助する、ということである。通例、Tier (階層) I, II, IIIに分かれている³¹⁾。

Tier I では、期待される行動を3つから5つ挙げる。Be safe, be responsible, be respectful など。80%の生徒はこれに反応し、問題行動は起こらない。

Tier II では、軽い問題行動を起こしてしまう生徒を集めて、数人から数十人のより小さなグループで指導する。15%程度の生徒はこれに反応して、問題行動を起こさなくなる。2週間に1回程度の指導をする。

Tier III。それでも、深刻な問題を引き起こしてしまう生徒がいる(通例数人)。このような生徒に対しては、個人的な指導をおこなう。1週間に1回程度の指導をおこなう。

いじめ防止のためのBP-PBS (Bully Prevention: Positive Behavior Support) は、PBISを応用したプログラムである。やはり、生徒の好ましい行動が見られた時に強化することを重視している。

具体的には、いじめには次の3段階を経て対処するように指導する。①「やめて」という信号を明確に発信する、②その場を「立ち去る」、③大人に「伝える」である。BP-PBSも、そのベースにあるのは行動主義の強化と消去の考え方であって、いじめ行動を周囲が強化してしまっている、と見ている。本稿ではその詳細には入らないが、このような「実証された方法による対処」が、基本的な考え方になってきているのである。

第3章 我が国の生徒指導の今後の在り方

3.1 段階的指導等のルール確立による生徒指導の推進

第1章1.1において論じたように、重大ないじめ事件の背景には、学校の規律や秩序の崩壊が介在している。第1章1.4, 1.5で取り上げた、学校の規律向上に顕著な成果を挙げた事例のように、規律正しい学校環境と規範意識の向上に成果を上げている学校では、深刻ないじめの発生は報告されていない。

1.5(4)で紹介したように、規律維持のための段階的指導を行っている学校においては、生徒たちの多くが、「先生たちに熱心に指導してもらった」、「社会人に必要なマナーやルールを指導してもらった」という感想を述べており、厳しくも温かい指導に対しての高い満足度を伺い知ることができる。

米国においては、我が国よりも、ルールの遵守が一層徹底しており、ルール違反に対する明確な罰則規程が整備されている。

ガーフィールド小学校では、保護者ハンドブックを作成・配布し、保護者は、ハンドブックの内容を自分で読んで子どもに説明しなければならないことになっている。その内容の一部は、次のようである。

- ① 出席については、厳しく管理し、子どもが欠席する場合は、保護者は必ず学校に連絡しなければならない。
- ② スクールバス内で不適切な行動をとった児童は、4段階の措置がとられる。最も重い罰は、学年の残りの期間中、バスで通学できなくなることである。
- ③ 学校に武器を持ってきた者は、放校処分とする。鉛筆、コンパス、はさみなどを、他人を傷つけたり脅したりするために使用した者も、同様の懲罰処分とする。

いじめ防止については、「オレゴン州いじめ防止法 (Oregon Anti-Bullying Laws)」により、各学校は対処しなければならない。例えば、クレセントバレー高等学校では、生徒手帳に、「ネットいじめは許されない行為であること。違反した生徒は、放校処分に至ることもある。」「嫌がらせや脅しは許されない行為であること。違反した生徒は、停学処分に至ることもある。」という旨の記載がある。

米国では、ルールに違反したら、それに相応した罰があるということが、小学校から徹底して教えられている。それに対して、我が国は、ルール違反に対する処罰規定が明確になっていない学校が多い。学校教育法に基づく停学処分は、我が国では実例が少ないのが現状である。機械的な処分を避け、情を汲み取る指導が主流となっており、家庭謹慎という指導措置を用いる傾向が強くなるからである。

米国の教師は、その授業力や指導力の如何を問わず、児童・生徒は素直に従順である。いわゆる「学級崩壊」などは、起こりにくくなっている。それは、学校のルールが確立しており、違反に対する処罰規定も整備されているからである。

3.2 教員以外のスタッフ充実の必要性

我が国の学校は、教員が、校務のほとんどすべてを担当している。担任は、朝のショートタイムでの出欠の確認と遅刻指導、授業準備と授業、清掃指導、進路指導、問題行動への対応等の生徒指導、服装等の身だしなみ指導、交通安全指導、業後の部活動指導、補習、不振者指導、さらには保護者面談や家庭訪問などを一人でこなしているのが実態である。

それに対して、米国では、教員以外のスタッフが極めて充実している。例えば、ガーフィールド小学校では、学級担任の他に、特殊教育の専門家、カウンセラー、生徒指導士 (behavior specialist)、その他のアシスタントが10名もいる。ライナス・ポーリング中学校では、職員は、85名いるが、そのうち資格のある教員は35名で、その多くは、修士号を所有している。他の50名は、サポートスタッフである。クレセントバレー高等学校では、教員数は60名であるが、教員以外の職員が約65名おり、教育活動のサポートをしている。

このようなサポートスタッフの支援により、教員は、教科指導に集中して勤務することができる。スクールカウンセラーや生徒指導士 (behavior specialist) の配置によって、担任が困難を一人で抱え込むことがないように、システムが整備されているからである。また、生徒にとっても、学校のルールは厳しいが、悩みや思いをじっくりと聞いてくれ、納得するまで付き沿ってくれるスタッフに恵まれていることになる。

また、清掃スタッフによって、学校内の生徒用ロッカーは整然と美しく整備され、床やトイレも

きれいに磨きあげられて、ゴミ一つ落ちていない環境が保たれている。破損した窓やロッカーを放置しておけば、更に環境が悪化していくということを教える「割れ窓の理論」からも納得できる措置である。

我が国においては、少人数教育がしばしば議論されているが、いじめや校内暴力等の事案を考慮すると、教員以外のスタッフ充実の必要性について、もっと多くの提案がなされてもよいと考える。

おわりに

我が国のこれからの教育にとって、いじめや体罰など生徒指導に関する諸課題は、解決を求められる喫緊の課題である。本論では、主として規律指導を取り上げ、日米比較を試みた。その中で、特に、米国に学ぶべき点として、段階的指導等のルール確立による生徒指導の推進と教員以外のスタッフの充実の必要性を強調したい。大方の御批評を賜れば幸甚である。

取材に当たって、協力いただいた、愛知県立惟信高等学校の都築仁美校長、中城牧彦生徒指導主事、愛知県立南陽高等学校の瀬治山みどり校長、篠原良司教頭、斉藤幸司生徒指導主事、米国での通訳に当たっていただいた茨城県立医療大学嘱託助手の福井龍太氏に厚く感謝するものである。

なお、第1章および第3章を岡田順一が、第2章を宇田光が、主として執筆したことを付記する。

注及び参考文献

- 1) 文部科学省 2010 『生徒指導提要』, p.1 教育図書
- 2) 米国教育省公式 HP “Public Law PL 107-110, the No Child Left Behind Act of 2001”
ネイサン・エセックス 星野豊監訳 2006,2009 『スクール・ロー』, pp. 19-22 学事出版
- 3) 片山紀子 2008 『アメリカ合衆国における学校体罰の研究』 p. 54-55. 風間書房
The Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children
<http://www.endcorporalpunishment.org/>
- 4) 大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会 2013 『調査報告書』, 大津市公式 HP
中日新聞 2013.2.1 朝刊記事『いじめ自殺の原因』
- 5) 豊田充 2007 『いじめはなぜ防げないのか』, p. 7 朝日新聞社
- 6) 文部省教務研究会編 2003 『詳解教務必携』, p. 1329 ぎょうせい
- 7) 豊田充 1994 『「葬式ごっこ」八年後の証言』, p. 43 風雅書房
- 8) 文部省教務研究会編 1991 『詳解生徒指導必携』, p. 141 ぎょうせい
- 9) 文部省教務研究会編 1991 『詳解生徒指導必携』, pp. 134-135 ぎょうせい
- 10) 文部省教務研究会編 1991 『詳解生徒指導必携』, pp. 135-136 ぎょうせい
- 11) 文部省教務研究会編 1991 『詳解生徒指導必携』, pp. 137-139 ぎょうせい
- 12) 愛知県立惟信高等学校 2004 『再生委員会の意義, 役割, 目標とするところ』, p. 1 校内資料
- 13) ibid.
- 14) ibid.
- 15) ibid.
- 16) 愛知県立惟信高等学校 2004 『再生委員会アンケート回答』, pp. 1-50 校内資料
- 17) 愛知県立惟信高等学校 2004-2012 『惟信生の心得』, pp. 1-13 校内資料
- 18) 山田敏子 2009 「品性教育を充実させる ―No Excuse の理念のもとに―」

- (加藤十八 2009 『ゼロトレランスからノーイクスキュースへ』, pp.118-129 学事出版)
- 19) 愛知県立南陽高等学校 2012 『愛知県立南陽高等学校の生徒指導について』, 校内資料
- 20) 佐藤三郎 1997 『アメリカ教育改革の動向 —1983年『危機に立つ国家』から21世紀へ—』 p.139 教育開発研究所
- 21) 学校選択制 親や生徒が校区内で学校を選べるという制度は、日本でも一部で試みられている(東京都品川区など)。
- 22) ライナス・ポーリングは、量子化学の創始者としてノーベル化学賞を受賞したほか、核拡散防止の運動でノーベル平和賞も受賞した。
- 23) 小野田正利 2002 「小提言」(日本教育制度学会 『教育改革への提言集』 東信堂 p.176)
- 24) 生徒指導士 財団法人生徒指導士認定協会が認定している資格。教職課程の履修、教育職員免許状の取得を前提としている。
- 25) 恒吉僚子 1999 『「教育崩壊」再生のプログラム —日米学校モデルの限界と可能性』, p.44 東京書籍
- 26) 少しでも良い行動があれば、その都度「代用貨幣」である何らかの物(カード、ラベルなど)がもらえる。それらが一定数集まると、生徒に好きな物を与える方法で強化する。こうした行動主義的な技法は、トークンエコノミー法と言われる。(田崎美弥子, 2012, 勉強のやる気をなくした生徒への対応 市川千秋(監) 臨床生徒指導 応用編 p.81 ナカニシヤ出版)
- 27) 福井龍太 2009 「ゼロトレランスとプログレッシブディシプリン —生徒指導を変革する」(加藤十八 『ゼロトレランスからノーイクスキュースへ』 pp.71-79 学事出版)
- 山本修司 2012 「荒れる学校への対策 問題行動の段階性に応じた対応」 有門秀記(編著) pp.6-9. 上述書
- 28) 宇田 光 2012 「アメリカの生徒ハンドブック」 有門秀記(編著)
『生徒指導士入門テキスト1 —生徒指導を深める教育実践の心理』 学事出版 pp.14-17.
- 29) ベリーミドルスクール 「生徒ハンドブック」, p.27.
- 30) 恒吉, 1999 上述書 p.25.
- 31) 福井龍太 2013 「米国でのいじめ対策について」 学校カウンセリング学会第28回大会(JSCA)セミナー配布資料(1月12日, 名古屋)

資 料

- ① ガーフィールド小学校
Garfield Elementary School
1205 NW Garfield Ave.
Corvallis, Oregon 97330
Office (541) 757-5941
<https://schools.csd509j.net/garfield/>
- ② ライナス・ポーリング・ミドルスクール(LPMS)
Linus Pauling Middle School
1111 Cleveland Avenue Corvallis, OR 97330
(541) 757-5961 Office
<https://sites.google.com/site/linuspaulingparents/>
- ③ クレセントバレー高校
Crescent Valley High School (CVHS)
4444 NW Highland Drive Corvallis, OR, 97330
High School Code: 380-211 Corvallis School District
<http://cvhs.csd509j.net/>